

岩手県告示第292号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、大船渡市の地籍調査を令和2年4月20日次のとおり国土調査として指定した。

令和2年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 大船渡市
- 2 調査地域 大船渡市猪川町字久名畑、下権現堂、前田及び轆轤石の各一部、立根町字堰口、岩脇、宮田、田ノ上、下欠、向田及び川原の各一部、堀之内
- 3 調査期間 令和2年5月7日から令和3年3月31日まで